工認作成要領　改訂２からの変更点　比較表

＜凡例＞
黒文字：改訂２版から変更ないもの
赤文字：改訂２版から変更したもの

<table>
<tr><th>番号</th><th>項目
（頁）</th><th>３次改正案【変更後】</th><th>２次改正【変更前】</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>1</td><td>本文
(2-1)</td><td>2.2　要目表の記載方法
(1)　施設に共通する記載
a.　共用について
(a)　東海第二発電所登録側の共用する設備の名称についての表記は以下とする。
<table><tr><th colspan="2">要目表の記載方法</th><th>記載例</th></tr><tr><td>常設／
可搬型</td><td>設備名称のあとに「(東海，東海第二発電所共用)」を記載する。</td><td>△△ポンプ
（東海，東海第二発電所共用）</td></tr></table></td><td>2.2　要目表の記載方法
(1)　施設に共通する記載
a.　共用について
(a)　東海第二発電所登録側の共用する設備の名称についての表記は以下とする。
<table><tr><th colspan="2">要目表の記載方法</th><th>記載例</th></tr><tr><td>常設／
可搬型</td><td>設備名称のあとに「(東海，東海第二発電所共用)」を記載する。</td><td>△△ポンプ
（東海，東海第二発電所共用）</td></tr></table>(b)　東海第二発電所登録側の重大事故等時のみ共用とする設備の名称についての表記は以下とする。
<table><tr><th colspan="2">要目表の記載方法</th><th>記載例</th></tr><tr><td>常設／
可搬型</td><td>設備名称のあとに「(重大事故等時のみ東海，東海第二発電所共用)」を記載する。</td><td>緊急時対策所用発電機
（重大事故等時のみ東海，東海第二発電所共用）</td></tr></table></td><td>・重大事故時のみ東海第二発電所と共用する設備はないことを確認したため，重大事故時の記載は削除しました。
（コメントリスト No. 6696）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>本文
(2-2)</td><td>(b)　共用に関する記載ルールについて
「東海第二発電所登録側」に設備仕様一式を記載する。</td><td>(c)　共用に関する記載ルールについて
①「東海第二発電所登録側」に設備仕様一式を記載する。

②「東海発電所登録側」には，設備仕様一式は記載せず，共用設備の「名称」及び「共用すること」を文章で記載する。</td><td>・東海発電所登録側の設備はないことを確認したため，記載を削除しました。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>本文
(2-6)</td><td>(k)　工事計画書に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については，「変更後」に，「撤去」または「廃止」を記載する。なお，改造にあたって別表第一対象外のポンプは変更後に「－」を記し，注記を付記する。
・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。
・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず，廃止手続きを行うもの。
（別紙１　記載例　９／１３　：①参照）
（別紙１　記載例　１０／１３　：①参照）</td><td>(k)　工事計画書に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については，「変更後」に，「撤去」または「廃止」を記載する。
・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。
・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず，廃止手続きを行うもの。
（別紙１　記載例　９／１２　：①参照）</td><td>・改造の対象となるポンプについて，別表第一の記載では「ポンプ除く」と記載されているため，撤去及び廃止したことを明確にするため，記載を追記しました。</td></tr>
</table>

工認作成要領　改訂２からの変更点　比較表

＜凡例＞
黒文字：改訂２版から変更ないもの
赤文字：改訂２版から変更したもの

番号	項目 （頁）	３次改正案【変更後】	２次改正【変更前】	備考
4	本文 (2-6)	(1)　別表第一に該当する取替対象設備については，「変更後」に取替えを実施する旨を注記に記載する。 （別紙１　記載例　１１／１３：①参照）	(1)　取替対象設備であり，取替後も仕様が同じ場合は，「変更後」に取替を実施する旨を注記に記載する。 （別紙１　記載例　１０／１２：①参照）	・取替対象設備で取替後も仕様が同じ場合において，対象とする範囲が明確でなかったため，記載を適正化しました。
5	本文 (2-9)	j.　使用前検査未完了の工事 (a)　新規制施行前に工事の計画の認可又は届出した工事のうち，使用前検査に合格していないもので，今回の一体工事として手続きするものについては，「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合，「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し，注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。 例：届出した工事 注記　＊1：記載内容は，既工事計画書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号工事計画届出書）による。なお，本工事計画書は，①届け出した工事計画に対して基本設計方針の②変更を行うことに伴い申請するものである。	j.　使用前検査未完了の工事 (a)　新規制施行前に工事の計画の認可又は届出した工事のうち，使用前検査に合格していないもので，今回の一体工事として手続きするものについては，「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合，「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し，注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。 例：届出した工事 注記　＊1：記載内容は，既工事計画書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号工事計画届出書）による。なお，本工事計画書は，届出した工事計画に対して基本設計方針の変更等を行うことに伴い申請するものである。	・使用前検査未完了の工事の記載について記載例を以下のように修正しました。 ①「届出した」　→　「届け出した」 ②「変更等」　→　「変更」
6-1	本文 (2-別 3-2)	3.　「溢水防護上の配慮が必要な機器等」について 3.1　防護区画との関係について 溢水防護上の配慮を必要とする機器等と溢水防護区画との関係が分かるように要目表の取付箇所の欄には，その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。 なお，「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。 また，「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については図１及び図２に示す。 （記載例③参照）	3.　「溢水防護上の配慮が必要な機器等」について 3.1　防護区画との関係について 溢水防護上の配慮を必要とする機器等と溢水防護区画との関係が分かるように要目表の取付箇所の欄には，その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。 なお，「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。 また，「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については図１に示す。 （記載例③参照）	・溢水防護上の配慮が必要な高さの記載方法について，要目表に記載する整理フローを追記し，明確にしました。

工認作成要領　改訂２からの変更点　比較表

＜凡例＞
黒文字：改訂２版から変更ないもの
赤文字：改訂２版から変更したもの

番号	項目 （頁）	３次改正案【変更後】	２次改正【変更前】	備考
6-2	本文 (2-別 3-3)	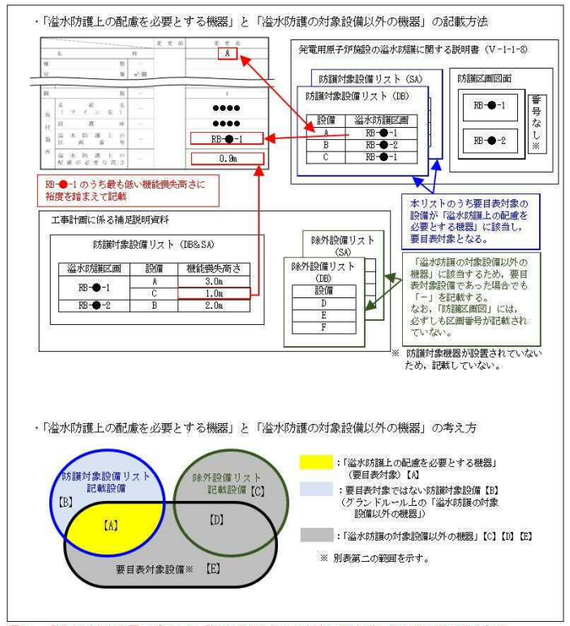 図１　「溢水防護上の区画番号」と「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法及び考え方	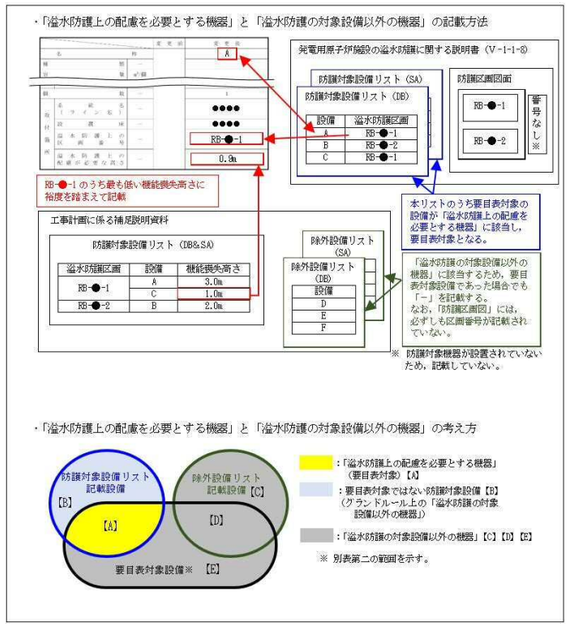	・溢水防護上の配慮が必要な高さの記載方法について，要目表に記載する整理フローを追記し，明確にしました。
6-3	本文 (2-別 3-4)	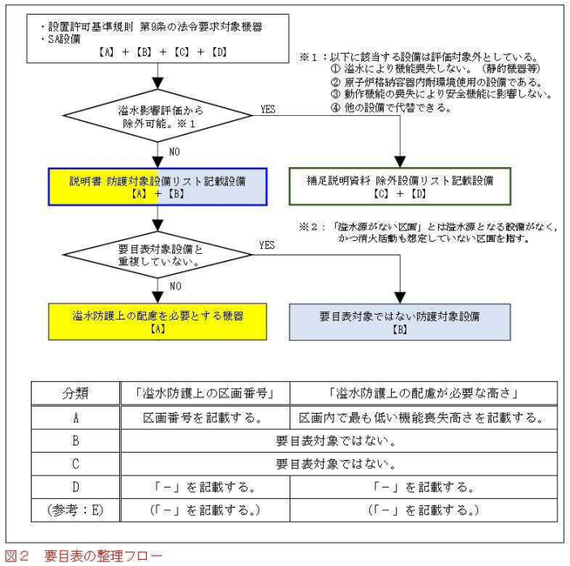 図２　要目表の整理フロー	—	同上

工認作成要領　改訂２からの変更点　比較表

＜凡例＞
黒文字：改訂２版から変更ないもの
赤文字：改訂２版から変更したもの

<table>
<tr><th>番号</th><th>項目
（頁）</th><th>３次改正案【変更後】</th><th>２次改正【変更前】</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>7</td><td>本文
（6-別 1-18）</td><td>
<table>
<tr><th>設備</th><th>項目</th><th>単位</th><th>作成方針</th></tr>
<tr><td>主配管</td><td>外径</td><td>mm</td><td>・重大事故等対処設備として新たに設置した配管については，当該配管における流量を示し，その流量と配管外径及び標準流速における流量の関係の表から最小配管呼び径が選定され，当該配管の外径が最小配管呼び径以上であることを記載する。（原則として記載例⑩に倣い記載）
・設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する配管であって，設計基準対象施設として使用する場合と流量が変わらない又は設計基準対象施設と同様の使用方法である旨を記載し，標準流速表は省略する。なお，標準流速を超えて使用する場合については問題ない旨を記載する。（原則として記載例⑩に倣い記載）
・ホース類は，重大事故等時の可搬性，接続性等を考慮して選定していることを記載する。
変更箇所
・差込み継手の内径は，標準流速を基に径を選定しないため，原則とし記載しない。</td></tr>
<tr><td></td><td>個数</td><td>－</td><td>・可搬型設備の保有数を記載する。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>設備</th><th>項目</th><th>単位</th><th>作成方針</th></tr>
<tr><td>主配管</td><td>外径</td><td>mm</td><td>・重大事故等対処設備として新たに設置した配管については，当該配管における流量を示し，その流量と配管外径及び標準流速における流量の関係の表から最小配管呼び径が選定され，当該配管の外径が最小配管呼び径以上であることを記載する。（原則として記載例⑩に倣い記載）
・設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する配管であって，設計基準対象施設として使用する場合と流量が変わらない又は設計基準対象施設と同様の使用方法である旨を記載し，標準流速表は省略する。なお，標準流速を超えて使用する場合については問題ない旨を記載する。（原則として記載例⑩に倣い記載）
・ホース類は，重大事故等時の可搬性，接続性等を考慮して選定していることを記載する。
・差し込み継手の内径及び伸縮継手の外径は，標準流速を基に径を選定しないため，原則として記載しない。</td></tr>
<tr><td></td><td>個数</td><td>－</td><td>・可搬型設備の保有数を記載する。</td></tr>
</table>
</td><td>・伸縮継手の外径は，選定理由を記載する必要があることから，記載を削除しました。</td></tr>
</table>